

市町村の管理河川の治水事業に対する財政上の措置を求める意見書

本年7月の西日本を中心とした豪雨による水害に象徴されるように、近年、集中豪雨や局地的大雨による水害が全国各地で多発している。

国は、国土強靱化アクションプラン2018において、地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定・実施を支援し、強靱な地域づくりを推進するとともに、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた再度の氾濫防止など水害対策を推進している。

一方、市町村においては、管理する河川の氾濫などの水害を未然に回避するため、維持管理や改修などの治水事業の果たす役割が大きいが、多額の費用を要し、市町村が実施する治水事業には財源的な限界がある。

よって、国会及び政府においては、市町村が集中豪雨や局地的大雨による水害を未然に回避できるよう、市町村の管理河川の維持管理や改修などの治水事業に対し、さらなる財政上の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
国土交通大臣

（提出者）民主市民連合、公明党、日本共産党及び改革所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び札幌党中山真一議員